



はじまります!

税の申告

今回の申告での主な変更点

- ◎栗山行政センターでの申告受付は月曜日と金曜日になります。
- ◎中宮祠出張所・三依地区センター・湯西川地区センターでの申告受付時間は正午までになります。
- ◎「土地家屋公課証明書（申告用）」〈無料〉は、全国的なシステム標準化により廃止されました。今後は、「公課証明書（土地・家屋）」〈1通300円〉または「固定資産税・都市計画税 土地・家屋課税明細書」に記載されている内容で確認してください。

○申告の内容によっては市の会場で受付できない場合があります。
(詳細は5ページをご覧ください)

○感染症予防のために

- ・申告会場へ来場される際は、基本的な感染症対策にご協力ください。
- ・発熱など、体調不良の場合は来場をご遠慮ください。
- ・スマホやパソコンでの申告(e-tax)にご協力を願いいたします。

○申告書を郵送する場合の送付先（郵便番号とあて名のみで届きます）

確定申告書 → 〒328-8587 関東信越国税局業務センター栃木分室
市県民税申告書 → 〒321-1292 日光市役所 税務課 市民税係

〔申告に関する各種お問合先〕

- 所得税の確定申告・消費税・地方消費税・インボイスについて 鹿沼税務署 ☎ 0289-64-2151
- 市県民税申告について 税務課 市民税係 ☎ 21-5113
- 固定資産税について 税務課 資産税係 ☎ 21-5114
- 障害者控除対象者認定書・介護サービス利用者負担・
おむつ使用の確認書について 高齢福祉課 ☎ 21-5100
- マイナンバーカード（個人番号カード）について 市民課 ☎ 21-5111

日光市の申告会場などのご案内

確定申告・市県民税申告期間について

◆受付期間・会場・時間は下記のとおりです。申告書は郵送やe-Tax（電子申告）で提出することもできます。
詳しくは14・15ページをご覧ください。

受付期間	会場	受付時間
2月16日(月)から 3月16日(月) ※土日祝日を除く	日光市役所本庁（1階市民ホール）	
2月16日(月)から 3月16日(月) ※祝日を除く	日光行政センター（2階多目的室） ※火・水・木・金のみの受付です。 藤原行政センター（2階多目的室） ※火・水・木・金のみの受付です。	午前9時～正午 午後1時～午後3時
2月16日(月)から 3月16日(月) ※祝日を除く	足尾行政センター（2階学習室） ※水・木のみの受付です。	
2月16日(月)から 3月16日(月) ※祝日を除く	栗山行政センター（会議室1） ※月・金のみの受付です。	

所得税の還付申告・市県民税申告について《各地域》

◆下記の①②の方を対象とした申告を、2月2日以降各地域ごとに受付いたします。

- ①市から「お知らせのはがき」や「市県民税申告書の用紙」が届いた方。
②給与所得者や公的年金の受給者のうち、所得税が還付になる方。

《今市地域》

対象地区	受付日	会場	受付時間
塩野室地区	2月3日(火)	塩野室地区センター	
大沢地区	2月4日(水)	大沢地区センター ※南原出張所では受付しておりません。	
南原にお住いの方	2月5日(木)		
落合地区	2月6日(金)	落合地区センター	午前9時～正午 午後1時～午後3時
豊岡地区	2月9日(月)	豊岡地区センター	
今市地区	2月12日(木) 13日(金)	日光市役所本庁 (1階市民ホール)	

《日光地域》

対象地区	受付日	会場	受付時間
清滝丹勢町、清滝中安戸町 清滝新細尾町 清滝1・2・3・4丁目 細尾町、丹勢	2月2日(月)	清滝出張所 (女性サポートセンター内)	午前9時～正午 午後1時～午後3時
小来川、滝ヶ原	2月3日(火)	小来川地区センター	
中宮祠、湯元	2月10日(火)	中宮祠出張所	午前10時～正午
花石町、久次良町 清滝安良沢町、七里	2月12日(木)	日光行政センター (2階 多目的室)	午前9時～正午 午後1時～午後3時
所野、野口 和泉、山久保	2月13日(金)		

※中宮祠出張所での受付時間内に来場することが難しい場合は、日光市役所本庁会場やお近くの行政センター会場にお越しください。

《藤原地域》

対象地区	受付日	会場	受付時間
横川、上三依、中三依 芹沢、独鉱沢	2月10日(火)	三依地区センター	午前9時30分～正午
高徳、自由ヶ丘、富士ヶ丘 自由ヶ丘市営住宅 柄倉、太陽アーリー、城の内 小佐越、朝日ヶ丘	2月12日(木)	藤原行政センター (2階 多目的室)	午前9時～正午 午後1時～午後3時
大原地区 (大原稻荷町・大原市営住宅) 五十里、川治、坂本、 高原、小網、石渡戸、 藤原、釈迦ヶ岳、小原	2月13日(金)		

※三依地区センターでの受付時間内に来場することが難しい場合は、日光市役所本庁会場やお近くの行政センター会場にお越しください。

《足尾地域》

※2月16日(月)から3月16日(月)までの(水)・(木)のみ、足尾行政センターで受付いたします。

《栗山地域》

対象地区	受付日	会場	受付時間
湯西川、西川	2月10日(火)	湯西川地区センター	午前9時30分～正午

※湯西川地区センターでの受付時間内に来場することが難しい場合は、日光市役所本庁会場やお近くの行政センター会場にお越しください。

税の申告に必要なもの

申告するすべての方

- マイナンバーカード（コピー可・両面）**
または番号確認書類（コピー可）+身元確認書類（コピー可）
※番号確認書類：通知カード、住民票の写し（個人番号の記載があるもの）など
身元確認書類：運転免許証、医療保険の資格確認書など
- 利用者識別番号がわかる書類** ※書類がない場合は結構です。
- 予定納税額が確認できるもの・・・**税務署からの通知など
※予定納税額がない方は不要です。

所得税が還付になる方

- 本人名義の口座番号・銀行名・支店名のわかるもの**

○収入を証明するもの

給 与	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票（コピー可） ※中途退職や短期アルバイトなどの分も含め全て必要です。
年 金	<input type="checkbox"/> 公的年金等の源泉徴収票（コピー可）
営業・農業 不 動 産	<input type="checkbox"/> 収支内訳書 ※必ずご自身で計算し、記入のうえお持ちください。
そ の 他	<input type="checkbox"/> 収入と必要経費の記載された証明書や支払通知書などの収入がわかる書類をお持ちください。

○控除を証明するもの（該当するものをお持ちください）

医 療 費	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書、医療費通知など ※明細書は必ずご自身で計算し、記入のうえお持ちください。
社会保険料	<input type="checkbox"/> 控除証明書、国民年金や任意継続の健康保険料などの領収書（口座振替している場合はその通帳）など
小規模企業 共済等掛金	<input type="checkbox"/> 支払った掛金額の領収書など
生命保険料	<input type="checkbox"/> 控除証明書
地震保険料	<input type="checkbox"/> 控除証明書
障 が い 者	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書
寄 附 金	<input type="checkbox"/> 寄附先の団体が発行した領収書（証明書） ※ふるさと納税でワンストップ特例申請をしていても、確定申告をすると特例が無効となるため、申告の際には必ず持参してください。
勤 労 学 生	<input type="checkbox"/> 学生証や在学証明書など
住宅借入金	<input type="checkbox"/> 住宅借入金等特別控除に関する書類（2年目以降の方のみ）

事前に確認・市役所などの窓口で取得が必要なもの（該当する場合のみ）

- 固定資産税・都市計画税 土地・家屋課税明細書**（詳細は8ページをご覧ください）
- 障害者控除対象者認定書**（詳細は10ページをご覧ください）
- 医療系の居宅介護サービスを利用した月の利用者負担額**（詳細は12ページをご覧ください）
※介護サービス利用者負担について医療費控除を受ける場合
- 国民健康保険及び後期高齢者医療保険の高額療養費などの補てん金**
(詳細は12ページをご覧ください)

口頭でお申し出いただきたいこと

- ひとり親控除**：性別にかかわらず、その年の年末時点で婚姻をしていない（死別や離別を含む）、または配偶者の生死の明らかでない場合で、生計を一にする子を持つ方は適用になる場合があります。
- 寡婦控除**：夫と死別または離別などをしている女性は寡婦控除が適用になる場合があります。
- 配偶者控除・扶養控除**：扶養親族とする方をお申し出ください。
※事前に、他の親族と重複していないか、所得が58万円を超えていないか確認をしてください。
※配偶者については所得が58万円を超えても133万円以下の場合、配偶者特別控除の適用になる場合があります。
※特定親族については所得が58万円を超えても123万円以下の場合、特定親族特別控除の適用になる場合があります。

各種控除には一定の要件があります。詳細については9～12ページをご覧ください。

市役所では受付できない申告内容

☆消費税申告、青色申告、山林所得、譲渡所得（土地・家屋など）、株（分離課税の配当）・先物・暗号資産（仮想通貨）取引の申告、雑損控除（風水害など）の申告及び住宅借入金等特別控除の初めての申告は、市で受付を行いません。鹿沼税務署の確定申告会場で申告してください。
※上記以外にも、申告の内容によっては市で受付ができず、鹿沼税務署の確定申告会場で申告していただく場合がありますのでご了承ください。

事前に作成してお越しください

事業（営業・農業）所得や不動産所得などがある方は「収支内訳書」を、医療費控除を申告する方は、「医療費控除の明細書（13ページ）」を作成しておいてください。

※「収支内訳書」・「医療費控除の明細書」を作成していない方は受付できません。

作成用紙は税務課、各行政センター市民サービス係、各地区センター、各出張所の窓口に用意しております。また、国税庁のホームページからもダウンロードできます。

※必ず各自で計算のうえ、事前に作成をお願いいたします。職員は計算をいたしません。

※医療保険者からの医療費通知を添付すれば、医療費控除の明細書の記載を簡略化できます。

確定申告と市県民税申告について

☆確定申告とは…………所得税の納付や還付がある申告 管轄は税務署

☆市県民税申告とは…………所得税の納付や還付がない申告 管轄は市役所

申告すべき内容は、その年の1月から12月中に得た収入になります。確定申告をすることで所得税の精算が行われ、次年度に支払うべき市県民税が確定します。確定申告をする必要がない方で、市に課税のデータがない方や、市県民税の額を下げたい方は市県民税申告が必要です。ご自身が申告すべきかどうかはフローチャート（7ページ）をご確認ください。

還付申告は5年さかのぼってできます

所得税と市県民税の還付を受けるための申告は、5年さかのぼってできます。受付は通年で行っていますので、2月～3月の混雑する時期を避けて申告することが可能です。確定申告をすれば申告内容が市県民税にも反映されますので、改めて市県民税申告をする必要はありません。

☆所得税の還付を受けたい →鹿沼税務署：通年（事前予約必須）

市県民税の還付（減額）を受けたい

※1月～3月は入場整理券、またはLINEを利用した事前予約が必要です。電話での予約はできませんのでご注意ください。

※2月16（月）～3月16日（月）は鹿沼税務署での受付になります。

日光市の各申告会場：2月2日（月）～3月16日（月）のみ

※予約等は必要ありません。

☆市県民税のみ還付（減額）を受けたい →日光市役所税務課：通年（予約等必要なし）

※2月2日（月）～3月16日（月）は各申告会場での受付になります。

一度確定申告した内容を変更したい場合（新たな控除を追加したい場合など）は、「更正の請求」や「修正申告」になります。市では受付できませんので鹿沼税務署でお手続きをしてください。

国税庁のホームページには確定申告に関するよくある質問が載っています。ご不明な点があれば、申告をする前にぜひ参考にしてください。

☆国税庁ホームページ 税について調べる

リンク・・・<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/index.htm>



税について
調べるへ

公的年金受給者の申告不要制度について

公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

ただし、以下の①または②に当てはまる場合には、確定申告書の提出が必要となります。

①所得税の還付を受ける場合。

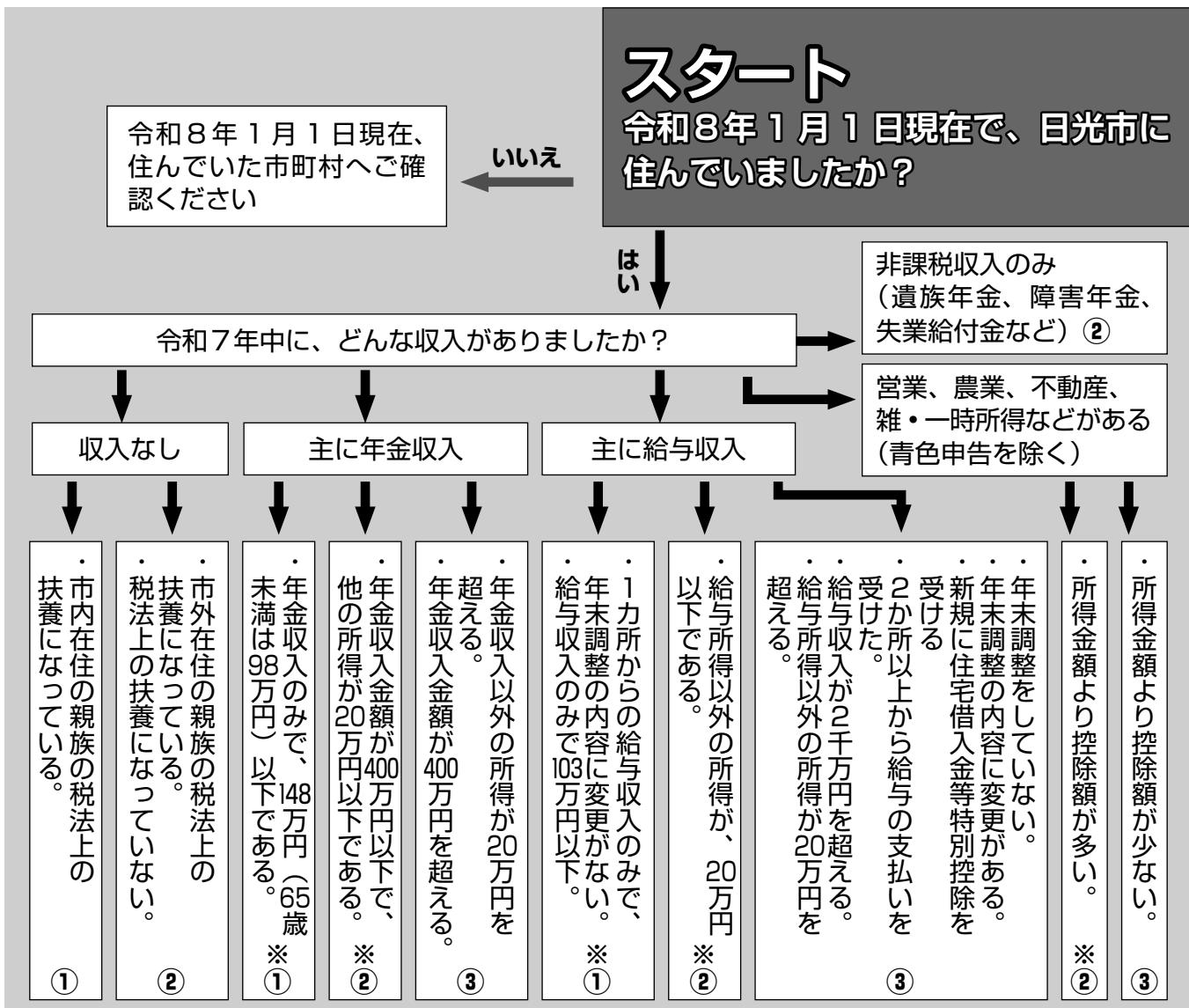
②確定申告書の提出が要件となっている控除（損失の繰越など）の適用を受ける場合。

※公的年金等は、雑所得として課税の対象となっており、一定金額以上を受給するときには、所得税が源泉徴収されています。そのため「公的年金等の源泉徴収票」に記載してある控除以外の控除を追加し、所得税の還付を受ける場合には、確定申告書の提出が必要になります。

確定申告で還付を受ける必要がない場合でも、市県民税申告として控除を追加することで、市県民税が減額される場合がありますのでご注意ください。

申告が必要かどうか判断が難しい場合は、税務課または鹿沼税務署までご相談ください。

申告の必要があるか確認してみましょう



①市県民税の申告・確定申告の必要はありません。

②市県民税の申告をする必要があります(確定申告をする必要はありません)。

※所得税が還付になる場合、確定申告が必要です。

③所得税の確定申告をする必要があります。

※市に課税の情報がないとあらゆる面で不都合が生じます。無収入でも申告をしてください※

例えば…

- ・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減判定が受けられません。
 - ・介護保険料の段階を決定する際に正しく算定されません。
 - ・保育料、幼稚園の就園奨励費などが正しく算定されません。
 - ・公営住宅の家賃が正しく算定されません。
 - ・所得証明書・住民税決定証明書・非課税証明書の交付を受けられません。

★各種証明書（おおむね6月15日以降に交付可能）は、ご本人の申告、または給与や年金の支払い元からの報告が日光市になければ、交付することができませんのであらかじめご了承ください。

記帳と帳簿書類の保存について

事業（営業・農業）所得や不動産所得などを生ずべき業務を行うすべての方は、売上などの収入金額、仕入や必要経費に関する金額などを記帳することが義務となっています。

また、取引に伴って作成した帳簿や、受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

※所得税の確定申告書の提出が必要ない方（市県民税申告のみの方）や白色申告の方も含め、すべての方が対象となります。

※記帳に当たっては一つ一つの取引ごとではなく、日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載することも可能です。

【白色申告の方の帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

固定資産税・都市計画税 土地・家屋課税明細書について

収支内訳書の必要経費（租税公課）として固定資産税・都市計画税の支払額を計上される場合は、5月上旬頃に日光市からお送りしている納税通知書に同封してある「固定資産税・都市計画税 土地・家屋課税明細書」を確認して計算してください。

「固定資産税・都市計画税 土地・家屋課税明細書」の「相当税額（都市/固定）」欄に記載された金額（下記例の（）で囲んだ金額）が、土地1筆または家屋1棟毎の令和7年度固定資産税・都市計画税の年税額相当額ですので、申告の際は所得の種類に応じて、ご自身で収支内訳書の「必要経費（租税公課）」を算出してください。

※必要経費として計上できるのは、事業所得に関係のある部分に限ります。生活用資産は除いてください。

※「固定資産税・都市計画税 土地・家屋課税明細書」を紛失された方は、「公課証明書（土地・家屋）」（1通300円）でも確認できます。

公課証明書は税務課、各行政センター市民サービス係、各地区センター、各出張所で発行しますが、本人および住民票上同一世帯の親族以外の方が窓口に来る場合には、委任状が必要となります。

例

固定資産税・都市計画税 土地・家屋課税明細書

コード	○○○○	所有者氏名	日光 太郎	様	1-3頁				
居宅/総床 所在地 番 (家屋番号)				登記名義人等					
産区分	課税地目/構造	家屋屋根	新	非課税地積・床面積(m ²)	評価額(円)	前年度課税標準額(円) (都市/固定)	課税標準額(円) (都市/固定)	軽減税額(円) (都市/固定)	相当税額(円) (都市/固定)
台帳地目/用途	建築年	階層	都	課税地積・床面積(m ²)					
今市本町○○番地									
土地	宅地			2490000	890000	860000			1720
宅地	宅地		1	200 00	440000	430000			6020
/									
今市本町××番地									
土地	田			1250 00	150000	150000	150000		2100
/									
今市本町△△番地									
土地	田			110000	110000	110000	110000		1540
/									
必ず、ご自分で計算してください！									
2,100円 + 1,540円 = 3,640円 ⇒必要経費（租税公課）へ									

※「固定資産税・都市計画税 土地・家屋課税明細書は、毎年5月上旬に送付している固定資産税・都市計画税 納税通知書に同封されています。確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

所得控除・税額控除について(抜粋)

所得税・市県民税の額は、前年中の所得額と、その所得額から差引ける控除によって決定します。控除の一部を掲載しますので、申告の参考にしてください。

□配偶者控除・扶養控除

申告をする方に、生計を一にしている妻か夫がいる場合は**配偶者控除**を、生計を一にする扶養親族がいる場合は**扶養控除**を受けることができます（内縁の妻（夫）や親族でない同居人は不可）。

《控除の条件》

次の①～④すべてを満たしている必要があります。

- ①令和7年12月31日現在、生計を一にする配偶者・親族である（年の途中に死亡した人は、死亡した日）。
- ②青色事業専従者給与の支払いを受けていないこと、及び白色申告者の事業専従者でないこと。
- ③他の親族の扶養になっていないこと。
- ④令和7年中の合計所得金額（一時所得や土地の譲渡所得なども含む）が58万円以下の者。

【配偶者控除の額】

控除を受ける方の合計所得	所得税の控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 (昭和31年1月1日以前生まれの方)
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

【扶養控除の額】

年齢 ※1	生年月日	扶養親族の種類	所得税の控除額
～15歳	平成22年1月2日以降	年少扶養親族	なし ※2
16歳～18歳	平成19年1月2日～平成22年1月1日	一般の控除対象扶養親族	38万円
19歳～22歳	平成15年1月2日～平成19年1月1日	特定扶養親族	63万円
23歳～69歳	昭和31年1月2日～平成15年1月1日	一般の控除対象扶養親族	38万円
70歳～	昭和31年1月1日以前	老人扶養親族(同居老親)※3	48万円(58万円)

※1 扶養控除の年齢は令和7年12月31日現在の年齢によります。

※2 所得税の控除額はありませんが、市県民税に影響する場合があります。

※3 同居老親とは、老人扶養親族のうち、納税者またはその配偶者の直系尊属（父母・祖父母など）で、かつ、常に同居している人です。

配偶者控除・扶養控除を申告する際の注意点

◎配偶者の令和7年中の合計所得金額が、580,001円～1,330,000円の場合には、**配偶者特別控除**を受けることができます。

※申告する方の**合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者（特別）控除が適用されません。**

◎19歳以上23歳未満の扶養親族で、令和7年中の合計所得金額が580,001円～1,230,000円の場合には、**特定親族特別控除**を受けることができます。

◎税法上（税金計算上）の扶養親族と健康保険上の扶養親族は必ずしも一致しません。

◎**16歳未満の扶養親族は、扶養控除を受けられませんが、16歳未満も含めた人数により、市県民税が非課税になる場合もありますので、申告漏れのないようご注意ください。**

□ひとり親・寡婦控除 所得税の控除額 ひとり親：35万円 寡婦：27万円

性別にかかわらず、その年の12月31日時点で婚姻をしていない方（死別や離別を含む）で生計を一にする子を持つ場合は、ひとり親控除を受けることができる場合があります。また、夫と死別もしくは離別などをした女性で、再婚していない場合は、寡婦控除を受けることができる場合があります。適用を受けるには、合計所得金額、扶養親族の有無などの要件がありますので、詳細については税務課までお問合せください。

市の会場で申告をし、ひとり親・寡婦控除の適用を受ける方は、必ず担当職員にご申告ください。

□ 障害者控除 所得税の控除額 障害者：27万円

特別障害者：40万円（※同居の場合：75万円）

申告する方本人や、同一生計配偶者、扶養親族の方が障がい者である場合は、障害者控除を受けることができます。また、**扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族でも、障害者控除は適用されます**ので、障害者手帳などをお持ちください。

※同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）で、合計所得金額が58万円以下の人のいいます。

《必要なもの》

本人やご家族の**障害者手帳など**を会場までお持ちいただき、ご提示ください。

●障害者控除対象者認定書（要介護等認定高齢者の方に対する税法上の障害者控除）について

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の高齢者で、身体障がい者または知的障がい者に準ずる方について、介護保険の要介護認定の資料を基に障害者控除の対象になるかどうかを判定します。対象と認められる場合は、申請により申告時に必要となる**「障害者控除対象者認定書」**を発行します。申請は、高齢福祉課、各行政センター市民サービス係で受付いたします。

□社会保険料控除

申告する方が、本人とその生計を一にする親族などが負担することになっている社会保険料を支払った場合は、社会保険料控除を受けることができます（**令和7年中に実際に支払った額が対象となります**）。

【対象となる社会保険料】

国民健康保険税(料)、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料など

《必要なもの》

「控除証明書」、「領収証書」、「口座振替している通帳」、「納付額確認書」など

●日光市の国民健康保険税(料)・介護保険料・後期高齢者医療保険料については、市の会場で申告する場合、証明書などは不要です（税務署などでの申告や税務署へ直接郵送する場合などはご用意ください）。

納付額確認書は税務課、各行政センター市民サービス係、各地区センター、各出張所の窓口で発行します。

※保険税（料）が年金から天引きされている方は、年金の源泉徴収票にその額の記載があります。なお、年金から天引きされている保険税（料）は、**家族の申告には使用できません（本人の申告のみ）**。

※遺族年金や障害年金から、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が天引きされている方は、源泉徴収票が発行されないため控除証明書が届きません。市役所で納付額確認書を発行しますのでご利用ください。なお、市の会場で申告する場合は、その旨を職員にお伝えください。

●国民年金保険料の控除証明書は、**日本年金機構**から送付されます。

令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、令和7年11月上旬に発送されています。

令和7年10月1日から12月31までの間に、令和7年中に初めて国民年金保険料を納付された方については、令和8年2月上旬に発送されます。

ご不明な点は、今市年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料控除証明書の問合先 …今市年金事務所 ☎ 0288-88-0082(音声ガイダンス)

□生命保険料控除・地震保険料控除

生命保険料や個人年金保険料、地震保険料などの支払いがある方は、控除を受けることができます。

《必要なもの》

保険会社などが発行する保険料や掛金の証明書



年末調整のときに提出済みの証明書は除きます。

長期の損害保険料は平成18年12月31日以前契約締結のものが有効です。

□その他の保険料控除など

小規模企業共済等掛金や任意継続の健康保険料などの支払いがあった場合は、その支払いを証明する書類をお持ちください。

□寄附金控除

個人が、国や地方自治体、特定公益増進団体などへ特定寄附金を支出した場合、令和7年中に支出した寄附金のうち2,000円を超える部分が寄附金控除の対象となります(寄附先によって要件があります)。

◇市県民税の寄附金控除の対象となる寄附金

- ・地方自治体への寄附金（ふるさと納税）
- ・所得税の寄附金控除の対象の中から
都道府県や市区町村が条例で指定した寄附金
- ・住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金
- ・住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金



ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けている方が医療費控除などで所得税の確定申告を行う場合、その年のふるさと納税の全額について、所得税の確定申告を行う必要がありますのでご注意ください。

《必要なもの》

寄附先の団体などが発行した領収書(証明書)・受領証または特定事業者が発行した「寄附金控除に関する証明書」など、その寄附額及び寄附先が確認できる書類。

※申告者本人の名義のものに限る

●認定NPO法人への寄附金の場合

受領を証明する書類、認定NPO法人の主たる目的の業務に関連するものである証明。



●公益社団法人などへの寄附金の場合

受領を証明する書類と、寄附金がその法人の主たる目的である業務に関連するものである証明に加えて、その法人が税額控除対象法人であることを証する書類の写し(その法人の所轄庁が発行)が必要です。

□基礎控除

確定申告や年末調整において所得税額の計算をする場合に、総所得金額などから差し引くことができる控除の1つです。基礎控除は、納税者本人の合計所得金額に応じて異なります。

□医療費控除・セルフメディケーション税制

令和7年中において、申告する方が本人、生計を一にする配偶者や、その他の親族のために医療費を支払った場合（予防接種、診断した結果治療すべき疾病が発見されなかつた健康診断・人間ドックの費用などは除く）は、医療費控除を受けることができます（セルフメディケーション税制を選択する場合はスイッチ OTC 医薬品が対象）。

※通常の医療費控除か、セルフメディケーション税制のどちらか一方しか選択できません。

《必要なもの》

「医療費控除の明細書」(13ページ) または「セルフメディケーション税制の明細書」をご自身で作成してお持ちください。(明細書を作成せず申告会場にお越しいただいても、受付できません。)

※医療保険者からの医療費通知があれば、医療費控除の明細書の記載を簡略化できます。

※セルフメディケーション税制の明細書は国税庁のホームページから印刷してください。

【 医療費控除の明細書の作成方法 】

領収書など(原本)は、領収日の年分(今回の申告においては令和7年分)⇒「医療を受けた方」⇒「病院・薬局」ごとに分けて集計し、それぞれの合計を「支払った医療費の額」の欄に記入してください。なお、支払った医療費のうち、**補てんされる金額**(高額療養費・保険の給付金など)がある場合は、その金額(給付予定の場合は、予定額や見込み額)を「保険などで補てんされる金額」の欄にご記入ください(セルフメディケーション税制についても同様に「薬局などの名称」⇒「医薬品の名称」⇒「支払った金額」⇒「補てんされる金額」をご記入ください)。

なお、セルフメディケーション税制を選択する場合は、健康の保持増進及び疾病の予防への取組を明らかにするものとして、健康診断の結果通知表などの保存が必要になります。

医療費控除を受ける際の注意点

- 医療費控除とは、支払った医療費が戻る制度ではありません。支払うべき市県民税や所得税がある場合、その税額を安くすることができる制度です。市県民税が非課税になる方で、給与や年金から既に引かれている所得税がない場合は、医療費控除を申告しても還付金はありません。所得税が引かれているかどうかは、源泉徴収票の【源泉徴収税額】の欄に数字の記載があるかを確認してください。(下図参照)

⇨ 予め引かれた 所得税額

- 健康保険組合や生命保険などの契約から給付された金額（高額療養費など）は、医療費から差し引くことになりますので、事前に調べて必ずご記入ください。詳しい金額などについては、ご自身の加入されている健康保険組合へお問合せください。（日光市国民健康保険、または栃木県後期高齢者医療制度に加入している被保険者の方は、保険年金課）

- おむつ購入費の医療費控除を受ける場合は、「**おむつ使用証明書**」(治療を行っている医師が発行)をお持ちください。傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで、医師の治療を受けており、治療上おむつを使用することが必要であると医師が認めた場合に、医療費控除の対象となります。

なお、介護保険の要介護認定を受けた寝たきりの人で、65歳以上の人には「おむつ使用的の確認書」を発行できる場合があります。詳しくは高齢福祉課へお問い合わせください。

- **介護保険サービスの利用者負担について医療費控除**を受ける場合は、領収書などに記載されている「医療費控除の対象となる金額」を集計し記入してください。また、医療系の居宅介護サービス（訪問看護など）を利用した月の利用者負担は、上記以外でも医療費控除の対象になることがあります。詳しくは高齢福祉課へお問い合わせください。

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所

氏名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目
が記載されたものをいいます。

(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

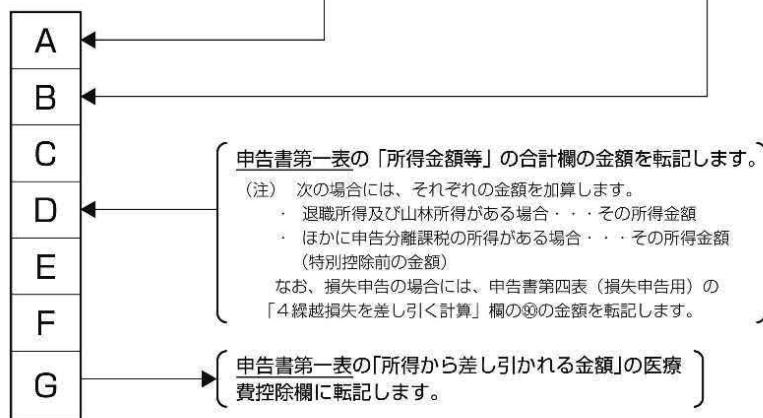
(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円 ⑦	円 ⑧	円 ⑨

2 医療費（上記 1 以外）の明細

「領収書1枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補てんされる金額		
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)	
所得金額の合計額		
D × 0.05	(赤字のときは0円)	
E と10万円のいすれか 少ない方の金額		
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)	



この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

申告・相談は

国税庁LINE公式アカウント

が便利です！

確定申告書の作成や税に関する手続・疑問解決に役立つ情報に
あなたのスマホから簡単にアクセスできます！

国税庁HP(確定申告書等作成コーナー)からスマホで送信！
マイナポータル連携で確定申告がもっと簡単！

金額等を入力し、自動計算で申告書を作成！
データで送信するので紙が不要に！

マイナポータル連携を利用すると
さらに便利です！
(詳しくは裏面をご確認ください)



あなたのニーズに合わせて情報配信！

利用者



① 希望する情報を設定
(例)・給与収入や副収入がある方
・医療費を支払った方など

国税庁

国税庁
LINE公式アカウント

② 設定した情報をタイムリーに配信

受信設定 から希望する情報を設定！



※メニュー構成は予告なく変更になる場合があります

「よくある税の質問」(タップスアンサー)を確認！



税務署でよくある質問に対する
一般的な回答を調べることができます！

不明点は「チャットボット」に相談！

あなたが知りたい情報を
チャットボット(ふたば)が
チャット形式でお答えします！



解決しないときは「電話で相談」！

国税に関する一般的なご相談について、
「電話相談センター」にて国税局の職員がお答えします！
【受付時間: 8時30分～17時00分 (土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)】

※ 申告書の提出状況や還付金の処理状況等の個別的な照会には対応しておりません。
※ 通話料金は、ご利用者の負担となります。

納税は
キャッシュレス納付が便利！



二次元コードを
スマホで読み取り！

まずは
「友だち追加」から！



確定申告会場へ来場する場合に必要な入場整理券も
国税庁LINE公式アカウントからオンライン取得できます！

関東信越国税局・税務署

R7.6

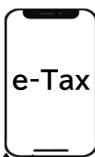
スマホとマイナンバーカードでe-Tax!

約4人に3人が利用！



確定申告に必要なもの

① スマホ



マイナンバーカードを読み取るために
マイナポータルアプリが必要です



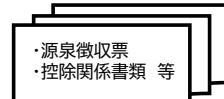
② マイナンバーカード



電子証明書の有効期限切れに
ご注意ください！
【有効期限】
発行日から
5回目の誕生日まで

⚠️ 領認証マイナンバーカードは
マイナポータルが利用できません

③ 申告に必要な書類



マイナポータルを利用すると自動入力
e-Taxで送信すると提出不要

重要

④ マイナンバーカードのパスワード2つ

個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号記載票

暗証番号は、電子証明書ごと、アプリごとに設定されており、それぞれの仕組みを利用するために必要となるものです。ご記入いただき、大切に保管していただきますようお願い致します。

また、暗証番号を設定することにより、第三者のなりすましを防いでいます。暗証番号はみだりに他者に教えないようにしてください。

なお、暗証番号は、入力を連続して3回（署名用電子証明書は5回）間違えるとロックされ、その場合、市町村の窓口にお越しの場合は暗証番号の再設定を行う必要がありますのでご注意ください。

署名用電子証明書
英数字 6 ~ 16 文字

①署名用電子証明書 暗証番号							
②利用者証明用電子証 明書暗証番号							
③住民基本台帳用 暗証番号							
④券面事項入力補助用 暗証番号							

利用者証明用電子証明書
数字 4 衝

①署名用電子証明書を利用するための暗証番号（英数字それぞれ1字以上混在させ、英字は大文字での設定）
※署名用電子証明書…インターネットで電子文書を送信する際などに、文書が改ざんされない
いかどうか等を確認することができる仕組み。

②利用者証明用電子証明書を利用するための暗証番号
※利用者証明用電子証明書…インターネットで電子文書を閲覧する際などに、利用者本人であることを証明
する仕組み。

③住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号

④個人番号や基本4情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号

※マイナンバーカード発行・更新時などに交付

スマホ申告の
操作マニュアルはこちら！



確定申告書の作成は
こちら！



マイナポータル連携で確定申告がもっと簡単！

マイナポータル連携のメリット

- ✓ 収入や控除のデータを一括取得し自動で入力
(給与・年金・医療費・ふるさと納税など)
- ✓ 確定申告書の作成時間が短縮・入力誤りなし
- ✓ 医療費の領収書等の管理・保管が不要



証明書等データを
一括取得・自動入力



ご自宅から
e-Tax送信！



💡 マイナポータル連携をするためには、
まずは事前設定が必要です！

初回のみ！

動画で説明！

YouTube「国税庁動画チャンネル」

「マイナポータル連携(事前準備)」を確認！



マイナンバーカードのパスワードが分からぬ場合は…

どちらかのパスワードが分からぬ場合は、コンビニ等でパスワードを初期化できます！

STEP 1

アプリをインストールし
スマホから事前予約

【事前予約可能な時間】24時間(メンテナンス時を除く)

JPKI暗証番号リセットアプリ



24時間以内

STEP 2

マイナンバーカードを持参し
コンビニ等のキオスク端末で初期化
(マルチコピー機)

【手続可能な時間】6:30~23:00

署名用電子証明書
英数字 6 ~ 16 文字

利用者証明用電子証明書
数字 4 衝

パスワードの
初期化の詳細はこち



⚠️ 電子証明書の有効期限切れやパスワードが2つとも分からぬ場合は
住民票のある自治体の窓口で手続をする必要があります

関東信越国税局・税務署

※iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
iPhoneの商標は、アイコン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
※Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
※掲載コードのリンク先は予告なく変更又は削除する場合があります。

かぬまぜいむしょ かくていしんこくかいじょう あんない
鹿沼税務署の確定申告会場のご案内

確定申告会場に入場するには、「入場整理券」が必要です。国税庁 LINE 公式アカウントから事前取得をお願いします。

かぬまぜいむしょ
☆鹿沼税務署

かぬましひがしすえひろちょう
鹿沼市東末広町 1934-24



かいせつきかん れいわ ねん がつ にち げつ れいわ ねん がつ にち げつ
・開設期間：令和8年2月16日（月）～令和8年3月16日（月）

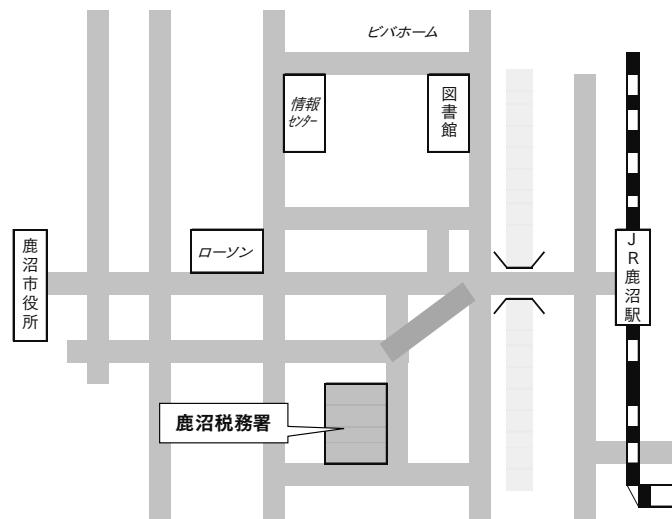
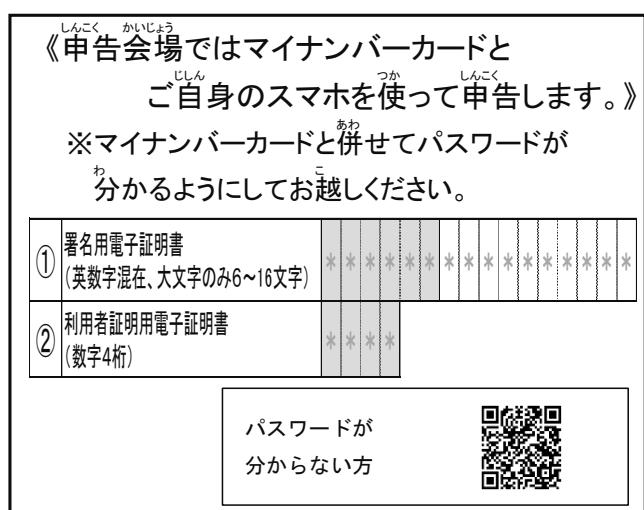
うけつけじかん
・受付時間：AM8:30～PM4:00

そくだんかいし
・相談開始：AM9:00～

ど にち しゅくじつ のぞ
※土・日・祝日を除く。

※鹿沼税務署敷地内には駐車場がありませんので、車でお越しの方は福田屋百貨店の立体駐車場をご利用ください。

※LINEをご利用できない場合でも、当日分の入場整理券の配布を行いますが、配布状況により相談受付（配布）を終了する場合があります。



◆鹿沼税務署から書類（ハガキ・申告用紙など）が送付された方は、その書類をお持ちください。

◆外国人の方や、国外居住者を扶養にとる方は、当会場で申告してください。

（申告に必要な書類の確認は、国税庁ホームページ又は国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）をご利用ください。）

といあわ さき かぬまぜいむしょ
《問合せ先》 鹿沼税務署

〒322-8603 鹿沼市東末広町1934-24

☎ 0289-64-2151 (土・日・祝日は閉庁)

※確定申告会場開設期間中以外に鹿沼税務署での相談をご希望の場合は、事前予約が必要です。